

## 社会保障分野における外国人労働者への総合的な対策について

我が国の外国人労働者の数は増加傾向にあり、令和5年10月末時点で過去最高の約204万人に達し、そのうち技能実習や専門的・技術的分野の人材が約半数を占めている状況にある。

これは、人口減少や高齢化進行に伴い日本経済を支える深刻な人手不足を反映し、知識・技能を持つ外国人材の雇用が増加していることを示しているものと思われ、今後もさらに増加するものと見込まれる。

このような中で、都市自治体においては、外国人労働者が地域住民として安心して暮らせるよう、行政サービスにおける多言語対応や地域での生活に順応できるよう日本語教室の実施や各種相談窓口の設置など、地域の実情に応じて適切に対応しているところである。

しかしながら、近年の社会経済の状況の変化により、外国人住民も生活困窮に陥ったり、公的年金の「脱退一時金制度」の影響により老齢期に十分な年金額が受給できなくなる可能性があるなどの問題が提起されており、今後の状況によっては、これら住民が生活保護受給者となるなどにより、都市自治体にも財政負担をはじめ大きな影響が生じるのではないかと懸念している。

国においては、現在、外国人の特定技能実習制度の見直しなど人材育成・確保に向けた体制整備が図られているところであるが、外国人労働者を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れ、老後を含めて安定した生活基盤を構築していくという観点で将来を見据えた対応を行っていくことが必要である。

については、国は、外国人労働者が増加している状況を踏まえ、労働環境の整備にとどまらず、社会保障の分野における外国人労働者の負担のあり方などを含めて、総合的な対策を講じられたい。

令和6年6月7日

全 国 市 長 会